

金融庁の指定を受けているフィッチ・グループの信用格付会社リスト (グループ指定)

2022年1月1日

フィッチ・グループの信用格付会社のうち、以下の関係法人が金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項の規定に基づき指定されています。

(有効期間：2023年12月31日まで)

1. Fitch Ratings, Inc.
2. Fitch Ratings Limited
3. Fitch Australia Pty Limited
4. Fitch Ratings Singapore Pte Ltd.
5. Fitch (Hong Kong) Limited
6. Fitch Ratings Brasil Ltda.
7. Fitch Mexico S.A. de C.V.
8. Fitch Ratings CIS Limited
9. Fitch Ratings Ireland Limited

照会先: コンプライアンス室 (東京) 03-3288-2628

メディア照会先: 03-3288-2815

さらなる情報については、弊社ウェブサイト www.fitchratings.com / www.fitchratings.com/ja (日本語) より入手可能です。

フィッチの全信用格付は、所定の制約及び免責の対象となっています。弊社ウェブサイトから当該制約及び免責事項をご覧ください (www.fitchratings.com/ja: 「格付の定義」 > 「信用格付を理解する - 利用と制約」)。さらに、格付の定義及び利用規約は弊社のウェブサイト www.fitchratings.com/ja に掲載されています。公表された格付、格付基準、格付手法も同サイトに常時掲載されています。フィッチの行動規範、守秘義務、利益相反、関連会社間のファイアウォール、コンプライアンス及びその他の方針・手続等も www.fitchratings.com / www.fitchratings.com/ja 上の「Code of Conduct & Ethics」 / 「行動規範」のセクションにてご覧いただけます。